

のみ納付することが出来るのです。
追納の場合には、遡って納めることができないのです。

付加保険料ですが、この保険料は納める義務はないので、窓口では強いて勧めないようです。
興味のある方は、ご自分から窓口でお尋ねくださいね。

★年金トピックス～年金基礎知識～その8～

知ってて損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

今回は、会社員の健康保険と厚生年金の保険料の決め方です。

新入社員の場合、個々の保険料を決定するのは大変な作業になるため、月給を区切りよい幅で区分されている報酬月額(これは入社時の報酬見込み額)に当てはめて、標準報酬月額を決定します。
この標準報酬月額に、健康保険料の保険料率、厚生年金保険料の保険料率を掛けたものがそれぞれ、健康保険料及び厚生年金保険料の額です。
平成18年3月現在の政府管掌の保険料率は
健康保険料 1000分の82(40歳未満の場合)
厚生年金保険料 1000分の142.88
そしてそれぞれの保険料を、会社と社員が折半(健康保険組合の場合は折半ではない場合もあります。また、保険料率が違う場合も)
そして、7月1日現在で、4, 5, 6月に実際に支払われた報酬の総額を3で割り、その年の9月から翌年の8月までの報酬月額を算定、それを標準報酬月額に当てはめて新たな保険料を決定するわけです。
厚生年金と健康保険では、標準報酬月額の等級、標準賞与額が違います。
上限は、厚生年金のほうが低く設定されています。
これは、健保の場合はお台所が大変なので少しでも保険料が多くほしいから
そして、厚生年金は保険料はほしいものものあんまり高額だと将来の年金給付が大変だからだと思えます。

いずれにせよ、引かれた保険料は、ご自分のところに還ってくるもの。
と、信じて働きましょうね。

★公的年金と生命・医療保険を考える相談会のお知らせ

『よく考えよう！30歳からの公的年金と生命保険・医療保険の基礎知識』

日時：平成18年4月15日(土)14:00～16:30

場所：京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F 会議室

講師：年金の基礎知識 西尾雅枝(社会保険労務士 & 年金コンサルタント)

保険の基礎知識 山下司(社会保険労務士 & FP)

料金：3,000円(お1人様、資料含む)

内容：年金の基礎知識、ライフスタイルシートの作成

保険の基礎知識、パーソナルシートの作成

*尚、この相談会は特定の生命保険・医療保険をお勧めするためのものではありません。

ご予約・お問合せはメールかお電話で西尾雅枝社会保険労務士事務所まで！

~~~~~編集後記~~~~~

3月はばたばたと忙しく

書きたいこと、お伝えしたいことの半分も

お送りできず、ちょっと焦り気味です。

次回は、新年度。

育児休業等をシリーズでお伝えしたいと

思っております。

それでは、4月1日に！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ！』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
